

## 議案第63号

飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部を改正する等の条例(案)

(飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第1条 飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成11年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 飯能市情報公開条例(平成11年条例第1号。以下「情報公開条例」という。)に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)及び飯能市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第15条中「第3条第3項」を「第4条第3項」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とする。

第12条中「諮問」を「審査請求に係る諮問」に改め、同条を第13条とする。

第11条(見出しを含む。)中「調査審議」を「審査請求に係る調査審議」に改め、同条を第12条とする。

第10条第1項中「第6条第3項」を「第7条第3項」に、「第8条」を「第9条」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、「公文書」の次に「又は保有個人情報」を加え、「第7条第1項本文」を「第8条第1項本文」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条第1項の規定により諮問した実施機関又は個人情報保護法第105条第3項におい

て準用する同条第1項の規定により諮問した市の機関（以下これらを「諮問庁」という。）に対し、情報公開条例第9条各項の決定（以下「公開決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護法第82条各項の決定（以下「開示決定等」という。）、個人情報保護法第93条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）若しくは個人情報保護法第101条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

第6条第2項中「諮問した実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第3項中「諮問した実施機関」を「諮問庁」に、「開示決定等に係る公文書」を「公開決定に係る公文書又は開示決定、訂正決定若しくは利用停止決定に係る保有個人情報」に改め、同条第4項中「諮問した実施機関」を「諮問庁」に改め、同条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び市の機関（個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 情報公開条例第17条第1項及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求に関する事項
- (2) 情報公開条例第25条の規定により審査会の意見を聴くこととされた事項
- (3) 個人情報保護法施行条例第10条の規定による個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 前項第2号に掲げるもののほか、審査会は、情報公開条例の運用に関する重要な事項について調査審議し、実施機関に対し意見を述べるができる。

（飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例の廃止）

第2条 飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会条例（平成11年条例第

4号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた飯能市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年条例第 号)附則第2条の規定による廃止前の飯能市個人情報保護条例(平成11年条例第2号。以下「旧個人情報保護条例」という。)の規定による実施機関の処分又はこの条例の施行前にされた旧個人情報保護条例の規定による請求に係る実施機関の不作为に係る審査請求については、なお従前の例による。

(飯能市情報公開条例の一部改正)

3 飯能市情報公開条例(平成11年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(審査会の意見の聴取)」に改め、同条中「飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会」を「飯能市情報公開及び個人情報保護審査会」に改める。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和44年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1 情報公開及び個人情報保護運営審議会の項を削る。

令和4年11月25日提出

飯能市長 新井重治

飯能市情報公開及び個人情報保護審査会条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度並びに個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び飯能市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第号。以下「個人情報保護法施行条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 飯能市情報公開条例（平成11年条例第1号。以下「公開条例」という。）第17条第1項及び飯能市個人情報保護条例（平成11年条例第2号。以下「保護条例」という。）第19条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、飯能市情報公開及び個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>
<p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 審査会は、実施機関（情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）及び市の機関（個人情報保護法施行条例第2条第2項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。</p> <p>(1) 情報公開条例第17条第1項及び個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による審査請求に関する事項</p> <p>(2) 情報公開条例第25条の規定により審査会の意見を聴くこととされた</p>	

事項

(3) 個人情報保護法施行条例第10条の規定による個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

2 前項第2号に掲げるもののほか、審査会は、情報公開条例の運用に関する重要な事項について調査審議し、実施機関に対し意見を述べることができる。

(組織)

第3条 省略

(委員)

第4条 省略

(会長)

第5条 省略

(会議)

第6条 省略

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、情報公開条例第17条第1項の規定により諮問した実施機関又は個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により諮問した市の機関（以下これらを「諮問庁」という。）に対し、情報公開条例第9条各項の決定（以下「公開決定等」という。）に係る公文書又は個人情報保護法第82条各項の決定（以下「開示決定等」という。）、個人情報保護法第93条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）若しくは個人情報保護法第101条各

(組織)

第2条 省略

(委員)

第3条 省略

(会長)

第4条 省略

(会議)

第5条 省略

(審査会の調査権限)

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、公開条例第17条第1項又は保護条例第19条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問した実施機関」という。）に対し、開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることができない。

項の決定（以下「利用停止決定等」という。）に係る保有個人情報の提示を求め  
ることができる。この場合においては、  
何人も、審査会に対し、その提示された  
公文書又は保有個人情報の開示を求め  
ることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは  
ならない。

3 審査会は、必要があると認めるとき  
は、諮問庁に対し、公開決定に係る公文  
書又は開示決定、訂正決定若しくは利用  
停止決定に係る保有個人情報に記録さ  
れている情報の内容を審査会の指定す  
る方法により分類又は整理した資料を  
作成し、審査会に提出するよう求めるこ  
とができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、  
審査会は、審査請求に係る事件に関し、  
審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審  
査請求人等」という。）に意見書又は資  
料の提出を求めること、適当と認める者  
にその知っている事実を陳述させ又は  
鑑定を求めることその他必要な調査を  
することができる。

（意見の陳述）

第8条 省略

（意見書等の提出）

第9条 省略

（委員による調査手続）

2 諮問した実施機関は、審査会から前項  
の規定による求めがあったときは、これ  
を拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるとき  
は、諮問した実施機関に対し、開示決定  
等に係る公文書に記録されている情報  
の内容を審査会の指定する方法により  
分類又は整理した資料を作成し、審査会  
に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、  
審査会は、審査請求に係る事件に関し、  
審査請求人、参加人又は諮問した実施機  
関（以下「審査請求人等」という。）に  
意見書又は資料の提出を求めること、適  
当と認める者にその知っている事実を  
陳述させ又は鑑定を求めることその他  
必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第7条 省略

（意見書等の提出）

第8条 省略

（委員による調査手続）

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2～4 省略

(審査請求に係る調査審議手続の非公開)

第12条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第10条 審査会は、第6条第3項若しくは第4項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2～4 省略

(調査審議手続の非公開)

第11条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

<p><u>第13条</u> 審査会は、<u>審査請求に係る諮問</u>に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第15条</u> 省略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第16条</u> <u>第4条第3項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p><u>第12条</u> 審査会は、<u>諮問に対する答申</u>をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第13条</u> 省略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第14条</u> 省略</p> <p>(罰則)</p> <p><u>第15条</u> <u>第3条第3項</u>の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>
--	---



飯能市情報公開条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>(審査会の意見の聴取)</u></p> <p>第25条 実施機関は、情報の公開に関する制度の適正かつ円滑な運営を図るため、<u>飯能市情報公開及び個人情報保護審査会</u>の意見を聴くものとする。</p>	<p><u>(運営審議会)</u></p> <p>第25条 実施機関は、情報の公開に関する制度の適正かつ円滑な運営を図るため、<u>飯能市情報公開及び個人情報保護運営審議会</u>の意見を聴くものとする。</p>

飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正後			改正前			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
区分	報酬の額		区分	報酬の額		
	支給区分	金額		支給区分	金額	
省略			省略			
情報公開 及び個人 情報保護 審査会	省略		情報公開 及び個人 情報保護 審査会	省略		
総合振興 計画審議 会	省略		情報公開 及び個人 情報保護 運営審議 会	会長	日額	9,000円
省略			総合振興 計画審議 会	委員	日額	8,000円
備考 省略			備考 省略			